

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第 12 章 条約加入の現況

1. 知的財産権関連条約

知的財産権に関連する国際条約のうち、韓国が加入している主な条約は次のとおりである。

1-1 パリ条約

(Paris Convention) (加入日：1980 年 5 月 4 日)

1883 年に知的財産権の国際的保護のためにパリにおいて調印された同盟条約をいい、韓国は 1980 年 5 月 4 日に加入した。基本原則は、第一に、実体的な面で外国人に自国民と同等に知的財産権の保護に関する利益を享有させるための内外国人平等の原則、第二に、手続の面において出願順位及び特許要件において不利益を被らないように優先権制度を整えた。第三に、優先権制度を採用することにより発生する解釈上の差を防止するために特許独立の原則を明文化した。

1-2 特許協力条約

(Patent Cooperation Treaty ; PCT) (加入日：1984 年 5 月 10 日)

一つの発明を多数国に出願する場合、その出願手続を簡便にして出願人の労力と費用を軽減させ、各国特許庁の審査負担も軽減させるために調印された条約であり、特許協力条約の規定により提出された出願は、特許を受けようとする指定国に実際に出願したのと同じ効果が発生する。国際出願手続は、国際出願、国際調査、国際公開、国際予備審査に区分される。韓国は 1984 年 5 月 10 日に加入し、同年 8 月 10 日から発効した。現在、韓国は、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割を遂行している。

1-3 標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書

(Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks) (加入日：2003 年 1 月 10 日)

マドリッド協定の問題点を補完し、商標の海外出願手続を簡素化するために成立した条約であり、出願人が標章の保護を受けようとする国を指定し、英語又はフランス語で作成した国際出願書(MM2)を自国又は住所地の特許庁(本国官庁)を通じて世界知的所有権機構(WIPO)の国際事務局に提出すると、国際事務局は国際登録をした後に指定された各国に通知し、指定国は自国の法令による審査を通じて拒絶理由がない限り、各指定国において商標が保護されるようにする条約である。韓国は 2003 年 1 月 10 日

に加入をし、2003年4月10日から発効している。同議定書締約国は76ヶ国である。

1-4 国際特許分類(IPC)に関するストラスブール協定

本協定は各国ごとに独自に定めていた特許分類を国際的に統一させる目的で世界知的財産権機構(WIPO)が1971年に締結したもので、特許情報の整理、検索及び配布がより促進されるようにするためである。本条約は1975年10月に発効され、2008年7月末には58ヶ国が加入しており、100ヶ国以上がこれを活用している。韓国では1999年10月8日に発効し、特許文献にIPC分類が活用されている。

1-5 WIPO 設立条約

(Convention establishing the World Intellectual Property Organization signed at Stockholm)

現在、世界的に知的財産権の保護に関する中心的役割を担っている政府間の国際機構であると共に、またUN傘下の専門機関の一つである世界知的財産権機構(WIPO)の設立に関して1967年7月14日にストックホルムで締結された条約である。本条約は機関の目的及び任務、加盟国の地位、国際事務局などのWIPOの内部機構、裁定などに関する内容を規定している。韓国は1979年3月1日に加入した。

1-6 ブダペスト条約

(Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Micro-organisms for the Purposes of Patent Procedure)

1950年頃より微生物発明の完成可否及び反復可能性を確認するために微生物寄託制度を多くの国で導入するようになったが、国際的な権利確保のために複数国に出願しようとする場合、各国の指定微生物寄託機関ごとに寄託しなければならない煩わしさや費用問題が生じていたことから、これを解消するために1997年4月28日に締結され1980年8月19日に発効された特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関する条約である。韓国は1988年3月28日に加入しており、したがって韓国に微生物関連発明を出願しようとする場合には韓国特許庁長が指定する寄託機関だけでなく、ブダペスト条約第7条の規定による国際寄託機関に当該微生物を寄託しても良い。

1-7 商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

(NICE Agreement)

商標を出願するためにはその商標が使用される商品を指定しなければならないが、この商品の分類を国際的に統一するために1957年6月に締結されたもので、本協定による国際商品分類(Int'l Trademark Classification)を規定している。本協定の現在

の加入国数は約 80 国余りに達する。韓国の場合、1998 年 3 月以前は韓国の固有の商品分類区分を採択・使用していたが、1998 年 3 月 1 日以降はニース協定による国際商品分類を採択・使用している。

1-8 植物新品種に関する UPOV 協約

UPOV 協約は 61 年に締結された植物の新品種の保護に関する唯一の国際協約で、会員国の新品種を共通の基本的原則によって保護することにより、優秀な品種の開発と流通促進を目的としている。UPOV の協約は 3 回にわたって改正されたが、3 回目の 1991 年に改正された協約は 10 章第 42 条で構成されている。

UPOV 会員国は本協約に拘束される時点から少なくとも 15 の植物の属と種に対して適用し、加入後 10 年が経過する前に全ての植物の属と種に適用することになっている。また、外国人でも協約国内に居住していれば協約国内の国民と同等な権利を享受するように内国民待遇の原則を規定している。そして、品種に対する権利は当該品種の種子生産や増殖、増殖目的の調製や処理、商品化、販売、輸出入、上記の目的のための備蓄などの行為をする場合には育成者から許諾を受けることにした。韓国は 1999 年 UPOV に種子産業法に対する検討を要請し、2000 年から加入準備を推進し、2002 年 1 月 7 日に 50 番目の会員国として加入した。

1-9 商標法条約

(Trademark Law Treaty)

商標法条約 (TLT) とは商標制度の国際的統一化及び商標出願・登録手続の簡素化を追求する世界知的所有権機構 (WIPO) が掌握する条約で、加入国は現在米国、英国、日本など計 31 ヶ国であり、韓国は 2001 年に改正された関連法令を基に 2002 年 11 月 25 日に商標法条約に加入しており、2003 年 2 月 25 日から発効された。本条約では商標登録出願及び登録段階を簡素化し、商標登録出願及び登録に関して商品及びサービス業の分類はニース協定による国際分類を使用するように規定した。また、多類 1 出願に関する規定、出願人の権益保護のために意見陳述の機会を与えず、申請書類を返還することができないようにする規定などを置いている。

2. 著作権関連条約

著作権に関連する条約のうち、大韓民国が加入している条約は次のとおりである。

2-1 ベルヌ条約

(Berne Convention) (加入日：1996年8月21日)

1886年にスイスの首都ベルン（ベルヌ）において、著作権を国際的に相互に保護することを目的として締結された条約であり、正式名は「文学的及び美術的著作物の保護に関する国際協定」、万国著作権保護同盟条約である。この条約は、第一に、著作物の完成によって著作権が発生することとし、登録などを必要としない、いわゆる無方式主義を採択している点と、加盟国は相互に他の加盟国内で公表された著作物はもちろん、未だ公表されていないものでも相互に保護することを義務化している。これは、いわゆる属地主義であって、たとえ加盟国国民の著作物でも加盟国以外の場所で最初に発表されたものは保護を受けられない。第二には、「内国民待遇」といって、保護を必要とする外国人の著作物に対しても、その国が自国民の著作物に対して付与しているのと同じ保護をしなければならないという点などがこの条約の核心となる。この条約以外に別途に世界著作権協約があるが、ベルヌ条約が世界著作権協約より優先するので、全てのことをベルヌ条約の規定により処理すればよいようになっている。保護期間は死亡後起算主義とされており、ブリュッセル規定では「死亡後50年より短くしてはならない」としており、映画・写真・応用美術に関しては各国の自由決定に委ねている。韓国は世界貿易機関(WTO)協定が1995年7月から発効されたことにより1996年に加入した。2008年7月末現在、加盟国は164ヶ国である。

2-2 万国著作権条約

(Universal Copyright Convention) (加入日：1987年10月1日)

1952年にスイスのジュネーブで開かれた国際会議において成立した著作権に関する条約であり、万国著作権条約又はユネスコ条約ともいい、文学・音楽・美術及び知的な作品を含む著作物に関して著者と著作権を有する者の権利を保護する国際条約として1952年にユネスコの提唱により成立し、1955年に発効した。©マークの規定により出版物などにその表示をすれば、本条約加盟国に対しては著作権が保護される。一方、相互主義の原則により外国人でも自国において保護されるのと同じ保護のみをし、条約加入以前に出された著作物に対しては保護義務のない不遡及の原則を適用している。韓国では1987年10月1日から発効している。

2-3 世界知的所有権機関の著作権条約(WCT)と実演・レコード条約(WPPT)

デジタル技術と情報通信の発達による情報の生産と流通における画期的な変化に備

えて知的財産権権利者の権益を国際的に保護するために世界知的所有権機関(WIPO)で締結された二つの新条約である。WIPO は 1991 年から 6 年間、専門家委員会の会議を進めた結果、世界 120 ヶ国が参加したなか WIPO 著作権条約及び実演・レコード条約を締結した。WIPO 新条約はデジタル環境においても著作権保護に関連した‘ベルヌ条約の諸原則が適用されていることを確認する’と共に、新技術発達による幾つかの新しい権利と義務を新設した。その主要内容として、(1) 公衆伝達権 (Right of communication to the public) を全ての種類の著作物にまで拡大し、(2) 著作権者の技術保護措置を保護し、(3) 著作者の識別や利用の条件に関連する権利管理情報を保護するようにした。韓国は WCT は 2004 年に加入し、WPPT には 2009 年加入した。

3. WTO 協定

3-1 概要

WTO 協定は従前の GATT の問題点を是正することから出発している。先ず WTO は国際機関としての法人格を持ち、WTO 体制は GATT 機能をさらに強化してサービス知的財産権など新しい交易課題を包括し、会員国の貿易関連法制度慣行などの明瞭性を向上させることによって世界交易を増進させることを目的とする。正会員国数は 2008 年 7 月現在 153 ヶ国に達している。韓国は 1995 年 1 月 1 日に加入した。ちなみに WIPO には 184 ヶ国が加入しており、ベルヌ条約には 164 ヶ国が加入している。

3-2 WTO/TRIPS の基本原則

TRIPS 協定は 3 つの基本的な理念をもって出発した。最初は、技術革新の促進である。知的財産権制度を通じて権利者に独占権を付与する主な理由は技術開発を促進するところにある。第二に、技術移転と伝播の促進である。技術開発を通じて社会発展、さらには人類の発展に寄与するためには開発された技術を公開し、適切に伝播しなければならない。第三に、技術知識の生産者と利用者の相互利益の増進である。

TRIPS は国際貿易の歪曲と障害を減らし、知的財産権の有効かつ適切な保護を促進し、知的財産権保護が正当な貿易に対する障壁にならないように知的財産権法の施行のための手段と手続を確保することを目的とする。しかし、知的財産権の限界を規定し、知的財産権自体が社会や個人の発展を阻害し、または技術及び交易を阻害する場合は知的財産権の保護に対する例外を許容している。

3-3 知的財産権の範囲及び適用対象

TRIPS は知的財産権に対する定義規定を置かず、ただ単に著作権及び著作隣接権、商標権、地理的表示権、工業デザイン権、特許権、半導体設計配置権、営業秘密権を

知的財産権の例として挙げている。協定は他締約国の国民に対しても適用される。

(1) 特許

全ての技術分野において製品、製造工程を問わず新しく創造的で産業的に利用可能性のある発明を保護対象とする。また、特許の強制実施権を採択し、合理的条件により特許権者に使用許可を得ようとしたにもかかわらず合理的な期間内に許可を得ない場合には、特許権者の許可なくこれを使用することができるようにした。特許権の保護期間は出願日から最小限 20 年と規定している。

(2) デザイン

産業デザインとして新しいものや独自のなものでなければ保護対象にならないが、保護期間は最小限 10 年とするものの流行に敏感な織物デザインの特性を考慮して迅速に審査することなどを規定している。

(3) 商標

商標の保護対象は姓名を含んだ単語、文字、数字、図形及び色彩の結合のような標識またはそのような標識の結合として他の商品またはサービスとの識別力のある標識と規定している。韓国は現行法下で色彩商標及び立体商標を認めている。

(4) 地理的表示

商品の名声、品質その他の特徴が本質的に地理的原産地に起因すると認められればその領土、地域など地理的表示も保護対象になる。

(5) 集積回路配置設計

IC 配置設計分野に関して協定当事国は‘集積回路についての知的財産に関する条約 (Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits)’による保護をしなければならない。保護対象には回路配置設計、直接回路だけでなく IC が含まれた最終製品も含まれており、半導体チップの保護期間は出願日または配置設計日から最小 10 年である。

(6) 非公開情報の保護

これは不正競争防止の次元で営業秘密及び政府提出資料の保護を規定したものである。その要件として一般公衆への非公開性、秘密自体の商業的価値、合理的な秘密維持措置を経たことなどを要する。

(7) 著作権及び著作隣接権

ベルヌ条約を遵守し表現自体は保護するが、アイデアや手続、運用方法、数的概念は保護しないという原則を採択した。コンピュータプログラムはベルヌ条約上の文学的著作物として保護され、データベースなど編集著作物もその内容の選択、配列によって知的創造性が認められる場合は保護を受ける。著作物の保護期間は著作物の出版年度末または完成年度末から 50 年間であり、公演者、レコード製作者及び放送事業者は公演、製作及び放送が行なわれた年末から各々 50 年、20 年まで保護される。

(8) ライセンス契約上、反競争行為の統制

協定当事国は反競争的な行為の類型を国内法で告示し、関連法規によってライセンス契約において排他的な権利行使を禁止するか、または統制することができる。

3-4 一般原則

(1) 最小保護水準の原則

TRIPS は交渉時にいわゆる“国際協定プラス方式”を採択している。すなわち、国際協定を最低保護水準としてそれ以上の保護を受けるようにするものである。したがって締約国は TRIPS 協定に背反しない範囲内で国内法によりさらに強化した保護を実施することができる。

(2) 内国民待遇の原則

各締約国は知的財産権保護に関して自国民に対して付与するのと全く同じ待遇を他締約国の国民に保障しなければならない。

(3) 最恵国待遇の原則

知的財産権の保護と関連してある締約国が他の締約国の国民に対して許容する全ての利益、恩恵、特典または免責恩恵はそのまま何らの付加条件なしに他の全ての締約国の国民にも付与されなければならない。

(4) 透明性の原則

透明性の原則は GATT 体制の基本原則と言えるが、本原則は各締約国の全ての法執行手続が基本的に透明でなければならない。このような透明性の基本的な目標は全ての法執行手続の予測可能性を高めることである。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。